

# 鮭川村事業者持続化給付金 のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、売上が減少し経営に支障が生じている  
村内の事業者の皆様を、村独自の給付金で支援します。

## ■対象事業者の要件

- ・ 鮭川村で事業を営む中小企業者・個人事業者であること。
- ・ 令和元年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・ 令和2年1月から12月までのいずれか1ヶ月の売上が、前年同月比で30%以上減少した事業者であること。ただし、月あたりの事業収入の変動が大きい場合は、対象月を含む連続した3箇月間（以下「基準期間」という。）の事業収入の30%以上減少している場合に限る。

## ■給付額

減少率30%以上	
法人	個人事業者
20万円	10万円

※減少率に関わらず一律給付となります。

## ■スケジュール等

- (1) 申請期間 令和2年5月13日（水）から令和3年1月15日（金）まで
- (2) 申請先 鮭川村産業振興課
- (3) 提出書類 申請書兼実績報告書、確定申告書類の写し、対象月の月間事業収入がわかるもの、振込口座の通帳の写し、本人確認書類（運転免許証等）
- (4) 給付金の支給 申請書の受理後、概ね2週間程度で支給（金融機関口座へ振り込み）

## ■問い合わせ先

鮭川村産業振興課

住所 〒999-5292 鮭川村大字佐渡2003番の7

電話 0233-55-2111（内線253・254）